

改正後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>中小酪農等対策事業実施要領</u></p> <p>[略]</p> <p><u>一部改正 令和7年4月15日付け7農畜機第364号承認</u>  <u>一部改正 令和7年4月16日付け中酪（生振）発第34号</u></p> <p>我が国の酪農は、<u>生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、酪農家戸数は1万戸を下回るまで減少し、生産基盤の弱体化が進行している。</u>このような中で、酪農家の生産意欲を喚起し、経営の多角化・高度化を実現するためには、生産者団体や生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。</p> <p>[以下、略]</p> <p>第1 事業の内容          [略]          1 [略]          2 乳用育成牛の事故率の低減          乳用育成牛の<u>呼吸器系及び消化器系の疾病並びにボツリヌス症</u>を予防するため、酪農経営体等が所有する乳用育成牛に<u>対して行う</u>ワクチンの接種</p>	<p style="text-align: center;"><u>中小酪農等対策事業実施要領</u></p> <p>[略]</p> <p>我が国の酪農は、<u>高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下ひいては中小の酪農家を中心に離農の加速化が懸念されている。</u>このような中で、酪農家の生産意欲を喚起し、経営の多角化・高度化を実現するためには、生産者団体や生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。</p> <p>[以下、略]</p> <p>第1 事業の内容          [略]          1 [略]          2 乳用育成牛の事故率の低減          乳用育成牛の<u>呼吸器系又は消化器系の疾病</u>を予防するため、酪農経営体等が所有する乳用育成牛に対するワクチンの接種</p>

改正後	現 行
<p>3 [略]</p> <p>第2 事業の実施</p> <p>1 事業の要件</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 乳用育成牛の事故率の低減</p> <p>第1の2の事業の対象となるのは、生産者集団等が策定した乳用育成牛に対するワクチンプログラムに基づき、実施されたものとし、ワクチンの接種回数は1頭当たり2回を上限とする。</p> <p>なお、対象となるワクチンの種類は、乳用育成牛における<u>呼吸器系及び消化器系の疾病並びにボツリヌス症の予防</u>に資するものとし、異常産予防ワクチンは対象外とする。</p> <p>また、国及び独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の他の事業において補助金等の交付を受けているものは対象外とする。</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 取得物件の管理等</p> <p>生産者集団等は、第1の1の(1)から(4)の事業により共同購入、整備又はリース会社から<u>借り受けた</u>資材等（以下「取得物件」という。）の管理等は次のとおり行うものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) リース契約の締結等</p> <p>生産者集団等は、取得物件をリース会社から<u>借り受ける</u>場合は、リース会社とリース契約を締結するものとする。</p>	<p>3 [略]</p> <p>第2 事業の実施</p> <p>1 事業の要件</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 乳用育成牛の事故率の低減</p> <p>第1の2の事業の対象となるのは、生産者集団等が策定した乳用育成牛に対するワクチンプログラムに基づき、実施されたものとし、ワクチンの接種回数は1頭当たり2回を上限とする。</p> <p>なお、対象となるワクチンの種類は、乳用育成牛における呼吸器系又は消化器系の疾病の予防に資するものとし、異常産予防ワクチンは対象外とする。</p> <p>また、国及び独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の他の事業において補助金等の交付を受けているものは対象外とする。</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 取得物件の管理等</p> <p>生産者集団等は、第1の1の(1)から(4)の事業により共同購入、整備又はリース会社から<u>借受けた</u>資材等（以下「取得物件」という。）の管理等は次のとおり行うものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) リース契約の締結等</p> <p>生産者集団等は、取得物件をリース会社から<u>借受ける</u>場合は、リース会社とリース契約を締結するものとする。</p>

改正後	現 行
<p>なお、この場合にあつては、リース会社から<u>借り受けた</u>物件（以下「リース物件」という。）については、<u>この事業</u>により取得した財産とみなすものとし、リース物件の処分に当たっては、生産者集団等は、畜産業振興事業の実施について14の（5）の規定に基づき行うものとする。</p> <p>3 リース物件の補助</p> <p>（1）中央酪農会議は、生産者集団等が2の（5）の規定によりリース会社から物件を<u>借り受ける</u>場合、リース物件の本体価格（工事費等の施工経費、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から譲渡額を差し引いた額（以下「基本貸付料」という。）の2分の1以内について、生産者集団等に対して補助するものとする。ただし、国及び機構の他の事業において補助金等の交付を受けているものは対象外とする。</p> <p>（2）・（3）〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 事業の実施期間 この事業の実施期間は、<u>令和7年度</u>とする。</p> <p>第3 事業の推進指導</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 <u>この事業に参加しようとする生産者集団等の構成員は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和6年12月20日付け6環バ第278号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長</u></p>	<p>なお、この場合にあつては、リース会社から<u>借受けた</u>物件（以下「リース物件」という。）については、<u>本事業</u>により取得した財産とみなすものとし、リース物件の処分に当たっては、生産者集団等は、畜産業振興事業の実施について14の（5）の規定に基づき行うものとする。</p> <p>3 リース物件の補助</p> <p>（1）中央酪農会議は、生産者集団等が2の（5）の規定によりリース会社から物件を<u>借受ける</u>場合、リース物件の本体価格（工事費等の施工経費、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から譲渡額を差し引いた額（以下「基本貸付料」という。）の2分の1以内について、生産者集団等に対して補助するものとする。ただし、国及び機構の他の事業において補助金等の交付を受けているものは対象外とする。</p> <p>（2）・（3）〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 事業の実施期間 この事業の実施期間は、<u>令和6年度</u>とする。</p> <p>第3 事業の推進指導</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 生産者集団等の構成員は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びにみどりのチェックシート（畜産）」及びその解説書の一部改正について」（令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、要望調査時</p>

改正後	現 行
<p><u>通知。以下「環境バイオマス政策課長通知」という。）に基づき、要望調査時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを生産者集団等に提出するものとする。</u></p> <p><u>また実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを生産者集団等に提出するものとする。</u></p> <p>3 <u>生産者集団等は、全ての構成員から提出された当該チェックシートを収集し、その一覧を会長に提出するものとする。一覧には、酪農経営体等の氏名又は名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。</u></p> <p>4 <u>生産者集団等は、環境バイオマス政策課長通知に基づき、交付申請時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを会長に提出するものとする。</u></p> <p><u>また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを会長に提出するものとする。</u></p> <p>5 <u>〔略〕</u></p> <p>6 <u>生産者集団等は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする構成員が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。</u></p>	<p>に「みどりのチェックシート（畜産）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを生産者集団等に提出するものとする。</p> <p>3 生産者集団等は、全ての構成員から提出された当該チェックシートを収集し、当該構成員が各取組を実施する旨を構成員の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>4 <u>〔略〕</u></p> <p>5 生産者集団等は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする構成員が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。</p>

改正後	現 行
<p>(1) <u>令和7年度に</u>、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。</p> <p>(2) <u>令和6年度及び令和7年度の</u>いずれも契約を締結していない者であること。</p> <p>(3) <u>令和6年度に</u>契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、<u>令和7年度に</u>契約を締結していない者であること。</p>	<p>(1) <u>令和6年度に</u>、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。</p> <p>(2) <u>令和5年度及び令和6年度の</u>いずれも契約を締結していない者であること。</p> <p>(3) <u>令和5年度に</u>契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、<u>令和6年度に</u>契約を締結していない者であること。</p>
<p><u>7 生乳需給安定クロスコンプライアンスの適用について</u></p> <p><u>(1) 生産者集団等は、この事業の受益者となる生産者集団等の構成員（沖縄県又は伊豆諸島は除く。）は、「生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について」（令和7年2月28日付6畜産第3109号農林水産省畜産局長通知）第2に定める認定生乳需給安定化事業に対し、当該事業を行う運営団体等が定める単価・数量等の基準、抛出方法等に従い、当該構成員が令和7年4月から抛出金を納付すること、並びに農林水産省及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの補助対象事業の実施に携わる団体・事業者が（2）により提出を受けた情報を生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲で利用することについて、別紙様式第2号の別添「生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート」により同意す</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>

改正後	現 行
<p><u>ることを要件とするものとする。</u></p> <p><u>(2) 生産者集団等は、この事業の受益者となる全ての生産者集団等の構成員から当該チェックシートを収集し、(1)の要件を満たしていることを確認するとともに当該チェックシートを保管するものとする。また、要件を満たす者から提出を受けたチェックシートの内容を一覧にまとめ、会長に提出するものとする。</u></p> <p>第4～第10 〔略〕</p> <p><u>附 則（令和7年4月16日付け中酪（生振）発第34号）</u></p> <p><u>1 この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令7年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>2 令和6年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。</u></p>	

改正後	現 行
<p>別表 〔略〕</p> <p>別紙様式第1号 〔略〕</p> <p>別紙様式第2号 令和 年度中小酪農等対策事業補助金交付申請書 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 〔略〕</p> <p>5 添付書類 (1)・(2) 〔略〕</p> <p><u>(3) この事業に参加しようとする生産者集団等の構成員の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート (酪農経営体等) の一覧</u></p> <p><u>(4) 生産者集団等の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート (民間事業者・自治体等向け)</u></p> <p><u>(5) 生乳需給安定クロスコンプライアンスのチェックシート (構成員は別添により生産者集団等に提出する) の一覧</u></p> <p><u>(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。</u></p> <p><u>(注2) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</u></p>	<p>別表 〔略〕</p> <p>別紙様式第1号 〔略〕</p> <p>別紙様式第2号 令和 年度中小酪農等対策事業補助金交付申請書 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 〔略〕</p> <p>5 添付書類 (1)・(2) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(注1) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</u></p>

改正後	現 行						
<p style="text-align: center;">中小酪農等対策事業 実施計画</p> <p>別紙様式第2号の別紙1</p> <p style="text-align: center;">後継牛確保対策の推進</p> <p>1 牛舎改築資材の共同購入 〔略〕 (注1)～(注4) 〔略〕</p> <p>2 カーフハッチの共同購入又はリース会社からの借受け</p> <p>3 子牛の事故防止のための機器の共同購入又はリース会社からの借受け</p> <p>4 簡易牛舎等の整備又はリース会社からの借受け (注1)～(注5) 〔略〕</p> <p>5 哺乳ロボットの整備又はリース会社からの借受け</p> <p>6・7 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">中小酪農等対策事業 実施計画</p> <p>別紙様式第2号の別紙1</p> <p style="text-align: center;">後継牛確保対策の推進</p> <p>1 牛舎改築資材の共同購入 〔略〕 (注1)～(注4) 〔略〕</p> <p>2 カーフハッチの共同購入</p> <p>3 子牛の事故防止のための機器の共同購入</p> <p>4 簡易牛舎等の整備 (注1)～(注5) 〔略〕</p> <p>5 哺乳ロボットの整備又はリース会社からの借受け</p> <p>6・7 〔略〕</p>						
<p>別紙様式第2号の別紙2～別紙7の別紙 〔略〕</p>	<p>別紙様式第2号の別紙2～別紙7の別紙 〔略〕</p>						
<p><u>別添「生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート」</u></p>	<p>〔新設〕</p>						
<p><u>1 申請者（酪農経営体）の情報</u></p>							
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>ア 申請年月日</u></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td><u>イ 申請する補助事業名</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>ウ 個体識別情報システムの農家コード</u> (複数牧場がある場合は「、」で区切り全て記載)</td> <td></td> </tr> </table>	<u>ア 申請年月日</u>		<u>イ 申請する補助事業名</u>		<u>ウ 個体識別情報システムの農家コード</u> (複数牧場がある場合は「、」で区切り全て記載)		
<u>ア 申請年月日</u>							
<u>イ 申請する補助事業名</u>							
<u>ウ 個体識別情報システムの農家コード</u> (複数牧場がある場合は「、」で区切り全て記載)							



改正後		現 行
<u>エ 申請者名（法人の場合は法人名を記載）</u>		
<u>オ 代表者の役職・氏名</u> <u>（上記と同様の場合は省略可）</u>		
<u>カ 郵便番号</u>		
<u>キ 住所</u> <u>（複数牧場がある場合には、代表の住所を記載）</u>		
<u>ク 経産牛飼養頭数（令和 年 月末）</u>		頭
<u>ケ 補助事業申請月の3か月前の全生乳出荷量</u> <u>（令和 年 月分）</u>		kg
<p><u>2 生産した生乳の取引先</u></p> <p><u>コ <input type="checkbox"/> 指定生乳生産者団体に全量又は一部を取引</u></p> <p><u>サ <input type="checkbox"/> 指定生乳生産者団体以外の事業者<sup>*</sup>に全量又は一部を取引</u></p> <p><u>「サ」にチェックした方は出荷先事業者名を回答ください。</u> <u>（複数ある場合は「、」で区切って全て記載してください）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <u>シ （記入欄）</u> </div> <p><u>ス <input type="checkbox"/> 自家加工等<sup>*</sup>に全量又は一部を使用</u></p>		

改正後	現 行
<p><u>※自家加工又は地域の六次産業化の取組、子牛哺育を指し、使用量は取引乳量には含めません。</u></p> <p><u>3 確認事項（チェックボックスにチェックしてください。）</u></p> <p><u>セ □ 次に掲げる酪農関係補助事業又はこれらと類似の補助事業が継続して措置された場合は、令和7年12月以降、当該補助事業への申請を行う際に、「生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用について」（令和7年2月28日付け6畜第3109号農林水産省畜産局長通知。以下「局長通知」という。）第4の規定に基づき、自らの全出荷乳量（複数の出荷先がある場合には全ての出荷先への出荷乳量の合計。自家消費等は除く。）に応じた拠出金を、局長通知第2の（3）に定める認定生乳需給安定化事業に、当該事業の運営団体等が定める単価や拠出方法等に従い、補助事業の申請を行う月の前々月までの12か月間※分を納付していることが要件となることを理解し、令和7年4月の生乳出荷分から拠出金の納付を行います。※ 令和8年10月までに申請を行う場合には、令和7年10月以降、申請を行う月の前々月までの期間</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業のうち国産チーズ生産奨励等事業</u></li> <li><u>・バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業のうち生乳流通改善緊急事業</u></li> <li><u>・バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業のうちバター・</u></li> </ul>	

改正後	現 行
<p><u>脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>酪農経営支援総合対策事業のうち中小酪農等対策事業</u></li> <li>・ <u>乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業</u></li> <li>・ <u>酪農経営支援総合対策事業のうち酪農労働省力化対策事業（楽酪GO事業）</u></li> <li>・ <u>畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）</u></li> <li>・ <u>ICT化等機械装置等導入事業（畜産ICT事業）</u></li> </ul> <p><u>ソ □ 農林水産省及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象補助事業の実施に携わる団体・事業者が、</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>本チェックシートで申告された情報を取得すること</u></li> <li>② <u>生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲で利用することに同意します。</u></li> </ol> <p>別紙様式第3号</p> <p>令和 年度酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業） 補助金交付変更承認申請書</p> <p>[略]</p>	<p>別紙様式第3号</p> <p>令和 年度酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業） 補助金交付変更承認申請書</p> <p>[略]</p>

改正後	現 行
<p>1 〔略〕</p> <p>2 事業の内容 〔削る〕</p> <p>(注) 記の記載要領は、別紙様式第2号の補助金交付申請書の記の様式に準じるものとする。 <u>この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。</u> <u>また、添付書類の変更については、補助金交付申請時に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。</u></p> <p>別紙様式第4号 〔略〕</p> <p>別紙様式第5号 令和 年度中小酪農等対策事業実績報告書 〔略〕</p> <p>1～6 〔略〕</p> <p><u>7 添付資料</u> <u>(1) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（酪農経営体等）の一覧</u></p>	<p>1 〔略〕</p> <p>2 事業の内容 <u>別紙様式第2号に準じ、変更部分が容易に比較できるよう二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>別紙様式第4号 〔略〕</p> <p>別紙様式第5号 令和 年度中小酪農等対策事業実績報告書 〔略〕</p> <p>1～6 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

改正後	現 行
<p><u>(2) 生産者集団等の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）</u></p> <p>別紙様式第5号の別紙1～7 [略]  (注1)・(注2) 略</p> <p>別紙様式第5号の別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4の別紙 [略]</p> <p>別添 リース取組整理表  [略]  (注1)・(注2) 略</p> <p>別紙様式第6号・第7号 [略]</p>	<p>別紙様式第5号の別紙1～7 [略]  (注1)・(注2) 略</p> <p>別紙様式第5号の別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4の別紙 [略]</p> <p>別添 リース取組整理表  [略]  (注1)・(注2) 略</p> <p>別紙様式第6号・第7号 [略]</p>